

生活・環境TF 議事次第

日時：平成19年11月19日（月）10:00～12:10

場所：永田町合同庁舎2階 共用第2会議室

議事：環境省ヒアリング（廃棄物関連について）

出席者

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部：

産業廃棄物課 課長 木村 祐二氏

課長補佐 瀧口 博明氏

適正処理・不法投棄対策室課長補佐 長谷川敬洋氏

規制改革会議：本田主査

○本田主査 今日は、お忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございます。あと、こちらの方からの質問に関して御回答を賜っておりますが、私も今、拝見をしたところでございますので、今日はこういうふうに進めさせていただきませんか。

私どもの方で、一部の質問については、事実の確認をさせていただきます。そのあとに、いくつかのことに関しては、具体的に御意見を承ったうえで、会議の意見を述べ議論をさせていただきたいと思っております。

○事務局 そうしましたら、質問の番号が飛び飛びになってしまいますけれども、質問の1、廃棄物の処理についてという項目、及び質問の4、区間委託について、及び質問6、処理業の広域化・効率化という、この3点につきまして、まず御説明いただきまして、質疑応答とさせていただきたいと思っております。御説明のほど、よろしく願いいたします。

○木村課長 わかりました。では、よろしく願いします。今の順番で進めさせていただきます。

1番は、適正処理・不法投棄対策室の長谷川から説明させます。

○長谷川課長補佐 質問事項はお読みしなくてもよろしいですかね。回答から御説明させていただきます。

在宅医療に伴う廃棄物ですが、いろいろ取組みをやっておりますが、今年の初めぐらいにかけて、全国の市町村に対して、どのような取組みをしているかという調査を行いました。その結果、御存じのとおり、まだまだ不十分なところがあるということがアンケートの結果として明らかになったところです。

これを受けて、私ども、何をしようかと思っているんですが、とりあえず、今、最大の問題は市町村での取組みがなかなか進んでいないということで、しかも、その市町村からのアンケート結果によると、何が危ないもので、何がいいものなのか、よくわからない

とか、そういう情報が足りない。あと、まだどうやっていいのかわからないというところが多数ありましたので、ちょうど先月、今月にかけてですが、有識者、具体的に申しますと、お医者さんとか、市町村の関係者とか、学者さんとかを集めて、市町村がどうやったら在宅医療廃棄物を処理できるかというような事例集、取組みのための参考集、具体的には、どういうものが安全で、どういうものが安全ではないかとか、その先進的な取組みをやっている市町村の事例とか、そのような手引をつくって、市町村に今年度中に配布するというのを、今年度中に手引を作成して、それを配布するというようなことを考えております。

○本田主査 ありがとうございます。

今年度中に作成というのは、来年の3月までに作成されるということですか。

○長谷川課長補佐 そうです。送付が事務的に遅れてしまうというのものもあるかもしれませんが、今年度中につくることを予定しています。

○本田主査 わかりました。ありがとうございます。これは私どもも意図していたところとほぼ同じだと思っています。難しい問題で、とりあえず市町村で手引を作成して周知徹底を図っていただいた後どうなるか、果たしてどこまで徹底できるかという問題はあるかとは思いますが、まずは周知徹底が非常に大事だと思っておりますので、是非よろしく願いいただければと思います。ありがとうございます。

では、4番をお願いしてもよろしいでしょうか。

○木村課長 4番以降は私が御説明させていただきます。

4番は区間委託の件なんですけれども、この区間委託というのは、収集運搬、例えば、途中で収集運搬のモードが変わるとか、いろんなことで、ある区間をAという収集運搬事業者、ある区間をBという収集運搬事業者というふうに、全体の収集運搬の中の区間を区切った上で、排出事業者が各区間を担当する収集運搬事業者に対して委託する行為ということでありまして、このこと自体は通常の委託と同様と考えておりますので、特にそういった区間委託を禁止するというようなことではございません。

具体の運用についてですが、自治体も今まで、いろんな産業廃棄物の問題を経験してきたものですから、場合によったら、こういう区間委託について、独自の取扱いの運用をしているということもあるようにも聞いております。

恐らく、収集運搬過程における、特に積替え保管、Aという業者からBという業者に渡すとすれば、積替え保管ということが必要になるわけですか、今まで積替え保管時の不法投棄、あるいは積替え保管のときに非常に大量に廃棄物を蓄積してしまっていて問題が起きるというような事例が頻発しているような地域もあるやに聞いていまして、そういう場合に独自の運用をしているということであれば、全体の廃棄物処理法の趣旨から考えて、特段問題はないのではないかというふうに考えております。

○本田主査 これに関しては、一方、私どものヒアリングでは、誤解をしていらっしゃる処理というか、業者さんが結構いらして、したがって、一度、これは国としては可能なん

だということを言っていただくということにはできないでしょうか。

○木村課長 それは基本的には可能だと考えています。

○本田主査 周知する必要はないという御回答を賜っているわけですが。

○木村課長 要は、排出事業者が、Aという区間を担当する収集運搬事業者と、Bという区間を担当する収集運搬事業者それぞれと契約するということですね。

○本田主査 そうですね。自治体によって、積替え保管施設のときの搬入と搬出を同じ業者にしなければいけないという決まりをつくっていらっしゃるところが幾つかあるんですね。これは自治体の決まりなので、御省としてもいかなともしがたいというのはよくわかります。しかし、結果として、基本的に区間委託ができなくなっていますか。積替え保管の場所に入るのと出るのが同じ業者ということは。それで、多くの業者は区間委託はできない、ないしは排出者も同様の理解にあるというふうに聞いております。しかし、それは環境省の意図される場所ではないということであれば、是非ここは明言をいただけないのかなというのが御質問申し上げた趣旨だったんです。

○木村課長 今、おっしゃったように、もし、ある自治体で積替え保管の入りと出で同じ事業者でないといけないという指導をしているとすれば、それは何といいますか、自治体の独自の指導であって、恐らくその背景に、さっきちょっと申しましたような、この積替え保管をめぐる過去の不法投棄の事例等があって、そういう指導をせざるを得ないという状況になっているのかなと思うものですから、今の時点で新たに、区間委託、別々のものができるので、そういうふういきちと運用しなさいというふうに周知徹底するということは、そういうふうに行っている自治体については、そういうことはやめなさいというふうに受け取られるのではないかと思うものですから、この区間委託ができるということ自体は、我々としてはもう十分、関係の皆さんは御存じのものだというふうに思っていますけれどもね。

○本田主査 私どものヒアリングですと、先ほどの医療廃棄物の、必ずしもすべてが適切に処理されていないかもしれないと同様に、ここに関しても結構いろいろ誤解があるという意見をきいております。文言に関しては、すり合わせをさせていただきたいと思っておりますが、「自治体が特に定めない限りにおいては」という文章を勿論入れていただいて結構なので、再度、区間委託を禁止しているものではないと明言していただくことはできないのでしょうか。

○木村課長 何というのか、通知ということであると、その通知を出すきっかけというか、理由がちょっと思い当たらないので、例えば、我々、いろんな形で、都道府県を集めて、都道府県に対する廃棄物行政全般の国の考え方を説明する、あるいは新しい法改正とか、そういう部分の説明をする機会が定期的にございますし、それから、特に処理業者についても、我々の方から処理業者の団体に行って、いろいろ説明する機会とか、いろんな機会がございますので、そういうところで説明をした方が多分、むしろ効果的だと思います。国として通知を出すということになると、やはりそれなりの根拠というか、理由が要るも

のですから、周知徹底が必要だという意味であれば、そういうふうな努力をさせていただきたいと思います。

○本田主査 逆に、周知徹底をすることについて御同意いただくということであれば、その方法論に関しては、私どもは、必ずしも自治体に向かっての通知という必要はないと思っています。本件については、私どもの答申に書かせていただくと、最大限尊重の閣議決定を経ますので、これも一つの情報媒体となると考えております、周知徹底の努力をしていただくということで、お願いをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村課長 それは構わないです。

○本田主査 周知徹底の手段に関しては、環境省さんに、メディアに関してはお任せをするということによろしいですか。

○木村課長 わかりました。

○本田主査 ありがとうございます。

では、6番に飛んでよろしゅうございますでしょうか。

○木村課長 これは、申請の電子化とか、申請情報の共有化ということについて、現在、事業者と地方公共団体に調査を行って検討開始しております。たしか19年度に調査を開始するというようなことが決められていたと思いますので、もう既に着手をしております。それも含めて、廃棄物処理法に基づく手続の電子化の検討をしていきたいと思っています。

住基ネットの利用なんですけれども、これについても、手続の電子化の検討と併せて、実際に使えるかどうか検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、許認可の更新の時期なんですけど、当然、許認可するときというのは、ほかの許認可もそうでしょうけれども、いきなり申請書を持ってくるのではなくて、事前に相談があって、申請書の中身等について、すり合わせをした上で正式に申請していただくというのが普通のやり方だと思います。そういう常識的な範囲での事前の申請、そういう中で、あらかじめ早目に申請すると、事前申請ですけれども、そういうものも許容しているというふうに認識しておりますので、特段現状で問題がないのではないかなというふうに思っている次第です。

○本田主査 私どもの質問の1番に関しましては、環境省さんとしても、自治体に向かって様式はこうせよと言えないというのは大変よくわかっています。さはさりながら、廃棄物処理の効率化という観点からは、市町村よりもちょっと広域でいろいろなことができるようになると効率化は進むわけございまして、何らかの働きかけを継続してしていただく、自治体にとっても、特に大きなポリシーなく別様式を使っているところがあれば、再考を働きかけるのだと思っています。これは、是非進めていただきたい。

一方、2番に関しましては、住基ネットが使えない数少ない役所かと存じます。廃棄物処理法に基づく手続の電子化には、かなり時間がかかるのではないのでしょうか。であれば、住基ネットは、それをまたずに、前倒しでやっていただけないでしょうか。申請会社の役員の転居に伴う変更まで、関係してきます。ですので、結構手間がそこかかります。特に

廃棄物の処理は比較的規模の小さい業者が多いので、ここはもうちょっとお考えいただくわけにはまいりませんか。住基ネットを使えないとしているのは、ポリシー上、何かあるのでしょうか。

○木村課長 それはないですね。ただ、住基ネットを使えるようにするには、私の理解では、住基ネットに関して規定している法律に使えるケースとして書き込まないといけないと思うんです。そういう手続もあるものですから、今日、明日にというわけになかなかなくて。

○本田主査 でしたら、行政の効率化という観点から総務省もかなり旗を振っていますし、環境省も協力してもいいと基本的にはお考えでございましたらば、期間を少々長目にし、今年度中ではなく来年度中いっぱいぐらいに通知をされることはできないのでしょうか。

○木村課長 ですから、あれは総務省が所管している法律になるのでしょうかね、それを、多分、法律自体を改正しないと使えるように、こっちが使いたいと思っても、ならないものから。

○本田主査 今のお考えでは協力はしたいということだと思うので、総務省と少なくとも手続論に関して協議を開始されるとか、次の改正がいつなのかわかりませんが、それには必ず載せるとかは考えられないのでしょうか。

○木村課長 基本的にはそうですね。ですから、向こうの法律の他の改正時期にうまく乗せてもらうか、あるいは廃棄物処理法を改正するとき、附則で改正するか、どちらかだと思うんですが、さすがに廃棄物処理法もこれだけで改正するわけにいかなくて、何かの改正の機会にとは思います。趣旨はよく理解できますので、そういう準備を開始するということであれば、言うことはできます。

○関参事官 総務省の法律改正のイニシアチブの取り方、両方あると思うので、総務省の方で改正の機会があるとか、あるいは環境省の方で、今、おっしゃったように、法律改正の機会があれば、その附則で改正という、いろいろ道があると思いますので、案文の書き方はまたちょっと御相談をさせていただいて、別に来年度、国会に出せとか、本件だけでそれは難しいというのは私もわかりますけれども、一方で、一番早い、何らかの船に乗せていただきたいと、こういう思いがございまして、最速の船に乗せるような案文をどういうふうにつくるかというところをまた御相談させていただいたらいかかと思うんです。

○本田主査 そういうことでいかがでしょうか、木村課長。

○木村課長 基本的にはそういうことで、ちょっとまた事務的に調整させてください。

○本田主査 そこは調整をよろしくお願いいたします。

2番までは、そちらのお考えと私どもの考え方は結構一緒で、方法論とっております。一方、3番目は方法論だけで合意に至らないのではないかと危惧しているところです。現在は、前の認可が切れるところからしか次の認可期間をスタートできないという理解です。したがって、事前申請をしても、発効は前の認可が切れてからとヒアリングで聞いております。事前申請は常識的な範囲内というのと、例えば、6か月前に申請はしてもいい

ということなのか、何なのか、これはどういうふうにメカニズムが動くのをお考えなのかをもう少し詳しく教えていただけませんか。

○木村課長 法律に明確にそう書いてあるんですね。

○瀧口課長補佐 法律を読ませていただきますと、許可は、5年を下らない政令で定める期間ごとに、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うということで、政令で5年と定めていますので、5年ごとに更新を受けなければ効力を失うということです。また、法律に、その許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとするというふうに書かれています。

○本田主査 私どもも全く同じ理解でございまして、であるとすると、事前申請の認め方をどうすかになると思います。例えば6か月前に事前申請できるとし、途中で役員の異動などがあった場合には申請資料の差替えを認めていただくことは、常識の範囲内ではできないのでしょうか。

○木村課長 そうですね。事前申請といっても限度があるので、2年も3年も前というわけにはいかないもので、普通、6か月ぐらいの範囲であれば、事前に申請は受付けて、実際、そういうふうにやっている自治体が多いように聞いています。

○本田主査 今はそこまで行なわれていないという理解です。

○事務局 今は、大体の業者は2～3か月前に申請されるように言われていらっしゃるというふうに、事務局側でヒアリングした際にはあったということもございまして、これは追加の形になってしまうかもしれませんが、こういう御要望が出てくるという背景には、恐らく複数の自治体で許可を得なければいけないという実態がございまして。許可が出る日が自治体ごとに、例えば、3月31日に104自治体から、すべて同じ日に出していただきとって協議して、全国104の自治体から許可がもらえるわけではございませんので、そこが最初の時点になっていけばいいんですけれども、恐らく、5月何日だとか、6月何日だとか、はたまた9月だとかといったふうにはばらばらになってしまうことが多いというふうに事務局では理解しております。それを、更新の際に5年を下らないというところで許可されておりますので、5年間ということになっており、許可は5年もらえるんですけれども、例えば、4年半でいいということにさせていただくとかして、ある許可の期限の日に、ほかの許可をすべて許可期限を合わせてしまうというようなことを選択肢に入れることは、今の法律では恐らくできないと思うんですけれども、そのような改正はできないものなのでしょうか。

○木村課長 ただ、ちょっと懸念するのは、自治体によって、例えば、同じ時期に受け付けても、いろんな事情で許可の日が、やはり一斉にそろわないんじゃないかと思うんです。そうすると、それがまたずれてしまいますけれども、それは構わない。

○本田主査 申請の日から許可までの期間を例えば4年以上5年未満ときめてあれば、申請者側はその期間中で選択できるということはできないのでしょうか。

○事務局 例えば、何年後かの年度末で切りたいというときに、申請をする先に、例えば

平成 23 年の 3 月 31 日までという許可でもらえないか。本当は 5 年やれば 24 年度まで入れるんだけど、23 年度末で区切れないかと、そうした申請の仕方を認める。これも選択式ということでやっていただければ勿論いいと思っているんです。

○瀧口課長補佐 多分、想像するに、そうすると多くの業者さんは切りのいい年度末で切れるような許可が欲しいと思っただけです。

○事務局 民間の感覚では、役員改選のある 6 月とか 7 月半ばとかになるのではないかと考えているんです。

○瀧口課長補佐 それもあるかもしれないですね。だから、1 か所に集中したりするようになると、また事務処理に弊害が出てくるのかなというのは。

○事務局 ただ、逆に、小さい業者さんは年度末にして、大きな業者さんは役員改選とかも大体、毎年毎年されているので、6 月とかとあって、2 か所ぐらいに分かれるのではないかなと思うんです。

○本田主査 事務局が申し立てるように、事前申請ということで、2～3 か月前ぐらいから書類は来始めるわけです。したがって、それほど事務処理が役所で集中するとも思えず、一方、事前申請の許容は自治体が判断する話なので、環境省として事前申請期間を 6 か月にすべきというのは難しいと我々も思っていて、であるとすると、今の 5 年未満と書いてあるので、その期間の選択性を一斉にさせていただけると、非常に物事はスムーズに進むのではないのでしょうか。

○木村課長 調べてみないと何とも言えないんです。例えば、ほかの法律で、こういう期間を定めた許可の規定を置いている他の法律で、そういうことを認めている例があるかどうか。そういうものが全くないと、なかなか法制局へ持って行って難しいのではないかなという気もするんです。

○事務局 恐らく自治体ごとに許可を、業をもらうようなことで全国展開されているような業をされているのは、この許可のほかには、私はちょっとすぐには思いつかないので、ほとんど事例がないのではないかなと思うんです。

○本田主査 私共も、運送などいろいろと当たってみました。しかし類似のものを探すことができておりません。許認可の区切りは小さいが、マルチリージョンで同じ事業を展開しているのは、ほかに余りないものですから。

○事務局 大体の業では、2 つ以上の自治体にまたがるときには大臣許可になったりする業の許可が多うございまして、個別に取らなければいけないというのは、法律ではほかにはほとんどなかったのではないかな。そこまで法制局的には耐えられないという部分は確かにあるのかもしれない。

○本田主査 勿論、私どもが規制改革会議の中で見ただけでございますので、御省の方で御調査いただければ類似例があるのかもしれない。そこで、大変恐縮ですが、御省でもう一回調査いただくわけにはまいりませぬでしょうか。本分野は民間からの要望が強いのです。

○木村課長　そういう他法令のことと、もう一つは、個々の自治体の事務でやっているの
で、そういうことをした場合に、どういう支障が出てくるか。例えば、さっき彼が言った
ような、集中するというような問題があるのかもしれないし、ほかにも何かあるのかもし
れないので、そういう現場の実情を把握しないで、できますよということもなかなか言い
がたいものですから、ちょっとお時間をいただけないでしょうか。うちの方としての、ど
っちの結論になるか、今、何とも申し上げられないんです。

○本田主査　わかりました。ちなみに、もう一つ申し添えさせていただきますと、事前申
請を、6か月などといった期間でなるべく認めるようにといった通知を出していただいて
やり始めると、住基ネットが使えない中で、役員改選や役員の転居があると、申請書類の
差替えが必要になってくると面倒がでてまいるか存じます。

ここは恐縮ですが、御検討をお願いします。2番に関しては文言、1番は鋭意努力を御
継続いただくということによろしゅうございますでしょうか。

では、次。

○事務局　そうしましたら、今、こちらで提示いたしました質問の1、4、6が終わりましたので、質問事項の7の、最後の質問なんですけれども、再生利用処理施設の定義の見直しという質問について進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○木村課長　これは、十分御存じだと思うんですが、建築基準法における建築物の設置に
係る手続としてやっていて、国土交通省が所管しているものですから、恐らく都市計画全
体の中での必要性があってやっているのかなというふうに思うものですから、うちはただ
単に廃棄物処理法を所管しているだけです。うちの立場として、これについてどうだ
こうだということは、役所と役所の関係としては言える立場にないということなんです。

○本田主査　国交省に私どももお伺いを立てましたが、基本的にはこれは環境省マターだ
という話が返ってきています。

○木村課長　ああ、そうなんですか。では、うちが要らないんじゃないかと言ったらやめ
るんですかね。

○本田主査　建築基準法では、あくまで廃棄物処理法における廃棄物処理施設という定義
に準拠して対象としている。したがって、廃棄物処理法における廃棄物処理施設の定義を
見直してもらえれば、別に建築基準法には抵触しないというのが国交省さんからのお答え
なんです。

○木村課長　わかりました。だから、それは、廃棄物処理施設を全部外すということでは
なくて、例えば、こういう再生利用施設を廃棄物処理施設とは別のジャンルで位置づけら
れれば、それは外すことはやぶさかではないということですね。

○本田主査　そうです。廃棄物処理施設というのを、例えば、細目分けしていただいて、
再生処理施設というのは別であるというふうに廃棄物処理法の中で取り扱っていただけれ
ば、国交省は関係ないというのが先方からの返答です。

○木村課長　そういうことであれば、それを前提にお答えしますが、再生処理施設といっ

ても、廃棄物処理施設のジャンルの中に入ってくるものというのは、我々から見たら、廃棄物処理施設なんですよ。なぜかという、扱っているものが廃棄物だから。したがって、そこで差を設けるといのは、これは都市計画審議会との関係とかいうことを別にしても、我々としては、ちょっとそれはできないなと思うんです。

というのは、正直言って、最近、不法投棄とか不適正処理で多いのは、再生利用だ、再生利用だと言って廃棄物を集めてきて処理しないという例が非常に多いものですから、我々は、廃棄物を扱っている以上は、それが結果として再生利用されるか、適正処理されるか、残ったものを最終処分場に持っていくか持っていないか、そういうところで特に差を設ける合理的理由が、廃棄物処理法を所管している側からは、ちょっと見当たらないというのが実際のところなんです。

○本田主査 おっしゃっていることも大変よくわかります。もともとは、廃棄物処理法における廃棄物処理施設の定義を変えていただくということは私どもも考えておりませんでした。当初の問題意識は、廃棄物処理施設の設置は、廃棄物処理法と都市計画審議会における審議と、両方、本当に必要なのかでした。やはり二重審査は必要だと、環境省さんとしてもお考えなんでしょうか。

○木村課長 我々は廃棄物処理法の立場から自治体を審査しているんですけども、都市計画審議会の観点からこれを審査しなければいけないかどうかということは、我々はちょっと判断できません。それは都市計画全体の中で、あえて廃棄物処理施設というものを特別に扱って、その中での廃棄物処理施設の位置というのをきちっと都市計画の中で確定しておく必要があるというような考えが、その都市計画全体の、何ていいますか、健全性とか整合性とかいう意味で、どうしても向こうが必要だということであれば、それはうちがどうこう言う問題ではないんじゃないかなと思います。

○本田主査 おっしゃっていることもわからないではないんですが、一方、大所高所から国のレベルで考えていただくのが霞ヶ関の皆様だというふうに考えております。省庁間の対話というのもきつとあると思っておりますので、民間人としては、やはり二重審査はやや納得いきかねるところがあります。また、処理業者・排出者においても、二重審査があるために時間がかかる。土地は取得しておかなければいけないので、その間、寝ているわけです。コストもかかります。省庁間対話で、少しお話しいただけないでしょうか。

○木村課長 話すことはやぶさかではないので、そういうことであればですね。

○本田主査 国交省さんの廃棄物処理法を変えろというのも、私もやや納得がいきかねるようなお答えでもあります。

○木村課長 主査がおっしゃるのは、再生利用だろうが何だろうが、そもそも廃棄物処理法できちとした審査の手続があるのに、更に都市計画の手続にそれをもう一度乗せて、二重の手続を経なければいけないこと自体がどうかということですね。

○本田主査 そうですね。廃棄物処理コストの増大の一因になっています。

○木村課長 そういうことでしたら、向こうがどう言うかわかりませんが、向こうと具体

的にコンタクトして相談することはしてみたいと思います。

○本田主査 是非よろしく申し上げます。では、事務局から御担当の方の名前などを連絡させていただきます。今回の答申までというのは、関さん、いかがですかね。

○関参事官 そうですね、ちょっと。

○本田主査 ちょっと難しいかもしれないです。本件も、実は民間からの要望がすごく強かったんですね。

○木村課長 確かに都市計画審議会というのは、多分、3か月に一遍ぐらいしか開かれないので、それが結構、律速段階にあるという話は我々も聞いていますので、そういう問題意識は多分あるんだろうと思います。

○本田主査 国交省と環境省の間で対話を始めていただいて、今年度中でも御検討開始はいただけるのでしょうか。。

○木村課長 話はできるんですが、ただ、向こうがどういう反応をするか、全く今日の時点ではわからないものですから。

○本田主査 お話を開始いただき、私ども見守らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○木村課長?? ただ、一般的に言うと、廃棄物処理施設というのは地元で嫌われる施設なんですね。ですから、それをどこにつくるかということについては、場合によったら、直近の住民だけではなくて、市長さんが反対したりという案件も結構、我々のところにも聞こえてきたりするものですから、ピンポイントで、我々はあくまでも廃棄物処理施設の設置場所の予定が決まっていて、それによる生活環境への影響とか、そういうものの調査結果等も踏まえて、廃棄物処理法の手続にのっとって審査していくということなんですけれども、もっと広い土地利用の観点から、それを判断したいということなのかもしれないし、そういう意味では、こっちから話をしたからといって、この件がそちらの方で御指摘になっていただいているような方向に転がっていくかどうかというのは、私としても予断は全くできないです。

○本田主査 それに関しては、例えば、工業専用地域の中、何メートル以内とか、要するに、隣接区を若干外すのであれば、外していただくなどは考えられないのでしょうか。どうも、再生利用施設は、工専に建っているものが多いようにも見受けられます。そういったようなゾーニングの活用ということも含めて、是非御協議をいただけないでしょうか。

○木村課長 とにかく相談はしてみます。

○本田主査 よろしくお願ひいたします。

○事務局 戻っていただきまして、質問2の「廃棄物の事前選別・排出の許可について」という質問事項についての御回答をお願いしたいと思います。

○木村課長 この事前選別というのは、恐らく事前ということなので、中間処理の施設に持っていく前の選別のことをおっしゃっているのではないかと思うんです。まず、当然ですが、もし排出業者から出た後であれば、それを扱っているのは収集運搬業者だと思いま

すので、収集運搬業の許可は必要なわけですがけれども、それを前提として考えれば、事前選別というのは当然、廃棄物の適正処理とカリサイクルとかに向けて必要である場合がありますので、そういうことは基本的には、事前選別することは可能です。

具体的なやり方としては、あらかじめ排出事業者と収集運搬事業者の間での契約において、排出事業者が出す廃棄物の種類ごとに、その処理に最適な中間処理場をあらかじめ決めておいて、これを踏まえて収集運搬業者において廃棄物を選別した上で、その種類ごとにあらかじめ契約で指定された中間処理場に運搬するということだろうと思います。

有価物があった場合に、それを抜き取ることも、契約において、選別の結果、収集された有価物についての取扱いを定めておいて、その後にある産業廃棄物管理表というのは、いわゆるマニフェストですがけれども、マニフェストに有価物の収集量を記載する。つまり、その分が廃棄物から減りますよということを明確にさせていただく必要があるんで、それを記載するというのであれば、収集運搬業者が抜き取り利用することは可能だというふうに考えています。

○本田主査 ありがとうございます。

これに関しては、幾つか、御省と私どもで認識が違うところがあると思っています。しかし、お答えは私どもが理解していたとおりでした。排出者が、排出するものがどういうふうに個別具体的に分かれていて、再生利用する場合の価格というのを理解し、かつ、どこで処置するのが適切かを理解していれば、これは流れるわけですね。かつ、スケジュールどおりにものが排出されると、収集業者が事前選別をしてものを流していくことができると思います。しかし、まず、排出者が、実際問題、排出物の中身を細かく理解していないことがあります。これ自身が問題で、ちゃんと理解があるべきだということかもしれません、これが必ずしも正しいとは思っておりません。

排出されるものの市価は、最近の資源価格の高騰もございまして、刻々と変化しています。市価の動きを排出者が適時に理解するのは、なかなか難しいのではないのでしょうか。

一方、排出のタイミングも、必ずしも予定したとおりに、出ない。そうすると、中間処理や収集業者の方も、その先のキャパシティを押さえておかないといけないわけです。これが予定が狂うことが非常によくあるそうです。御省の定義ですと、有価物になった瞬間、廃棄物ではなくなるわけですね。そこで、市価が非常に動く中で、中間処理業者がもう少し事前選別をし、有価物であれば事前選別をした業を持つ人が最終処理ができる、ないしは、それ以外のものに関しても、選別をした時点で、収集業者が排出者として、その次に行先をもう一回見極めることはできないのでしょうか。

中間処理業の認可を環境省さんのガイドラインで、しかるべきところが下すことができれば、そこで不法投棄ということはある程度取り締まれるのではないかと考え、こういった質問をしております。これに関してはいかががお考えなんでしょうか。

○木村課長 基本的には、廃棄物処理法というのは、廃棄物の処理というのを排出事業者の責任にしているんです。これが大原則なんです。ただ、それをすべて排出事業者処理

しろと言われても、効率的でない場合、技術的にできない場合とか、いろいろありますので、他人に委託することができるというふうにしていますが、それはあくまでも排出事業者の責任において他人に委託するのであって、他人に、例えば、丸投げして、あとはよしなにというわけにはいかない。

あくまでも廃棄物は排出事業者責任で処理をしていくということを実行することによって、不法投棄の防止、あるいは万が一起きた場合の責任の訴求というようなことも定めていますので、更にそれを担保するためにマニフェストという手段も講じておりますので、そういう意味で、排出事業者が全く知らないところで、例えば、別の中間処理業者に持っていったとか、予定していなかった別の処理がされるということは、我々としては認められないということなんです。

○本田主査 途中で有価物になったらどうなんですか。

○木村課長 有価物になれば、有価物として抜き取ることはできます。

○本田主査 では、廃棄物ではなくなるわけですね。

○木村課長 その時点でなくなるので、だから、マニフェスト上、この部分は、何がこれだけ有価物になったというのをマニフェストに記載すれば、その分が廃棄物から減ったことのきちんとした確認ができるわけですから、それはそれでいいんですが、ただ、有価物として抜き取る、こういうものが入っていれば有価物として取り扱う場合があるということについては、契約のときにあらかじめ確認しておけばいいんだろうと思います。

○本田主査 マニフェストの中で、事前選別の際に、有価物と認められたものに関しては、基本的に処理をゆだねるというふうに書けば、それでいいわけですか、。

○木村課長 だから、どういうものかということも含めてだと思います。下手をすると、排出事業者の立場に立って考えると、処理を委託した。委託したけれども、自分は最後まで責任を持たなければいけないと法律で言われている。そのときに、委託した先が勝手にどんどん引き抜いて、有価物だ有価物だといって、いろんなところに持って行って、それが実は有価物として適切に利用されずに、結局、廃棄物の山になってしまった場合に、排出事業者としては、これはあなたから出てきたものですよということになってしまうと、非常に困ってしまうわけです。だから、そういう意味で我々は、排出事業者においてきちんと、処理業者との間で必要なことは全部確認した契約を結んでくださいというふうにしているわけです。

○本田主査 ここに書いていただいているのは、基本的に契約で有価物についての取扱いを定め、かつ、マニフェストに有価物の収集量を記載すればいいということですか。

○木村課長 基本的にそうですね。

○本田主査 どうも、そのように理解がされていないようです。ここは是非明確にさせていただきたいなと思っております。

○木村課長 自治体においてですか。

○本田主査 いいえ、廃棄物収集業者ですね。かつ、これを行っていいのは一体どこの

か。中間処理業者ではなくて、収集業者もしていいわけですか。

○木村課長 それはいいんだと思います。

○本田主査 収集業者もできるんですか。

○木村課長 できます。

○本田主査 基本的に、収集業者に事前選別を認めるんですね。

○木村課長 事前選別は勿論できます。

○本田主査 事前選別はもう認めているのですね。わかりました。そこも理解がまだら模様というか、今のような理解をしていらっしゃるところは非常に少ないので、できましたら、収集業者に事前選別を認めるというのを明確にさせていただき、その際に、有価物に関しては、排出者と収集業者の間の契約について取扱いを定めて、マニフェストに有価物収集表を記載するのであるならば、収集運搬業者が抜き取り利用することは可というのを、是非、まず周知徹底していただきたいです。これは自治体も含めて、理解が結構まだら模様でございましたので、是非お願いできればと思います。

2つ目は、ある排出物が、無価物と有価物になったりならなかったりするというのが前からあるわけでございます。これは、今の廃棄物の定義でいた仕方ないということで、実は、本年夏にも御協議をさせていただいたポイントです。市況価格で有価になったり無価になったりする。例えば廃プラスチックなどもこの例にあたると思います。無価物に関しても、ある一定の選別を収集運搬業者がすることは、可能なんではございませんか。

○木村課長 無価物について、収集運搬業者が。

○本田主査 ある一定の選別をさせられないものなのではのでしょうか。あと1か月待てば市況が上向くかもしれない場合に、マニフェストどおりにやってしまうと今は無価物なんだけれども、来月は再生にまわすといった自由度が今、全くないという状態ですね。

○木村課長 ただ、1つには、それを収集運搬業者が保管するという事は、基本的には、下手をすると市況だっただうなるかわからないし、廃棄物の山をつくってしまうことになるので、例えば、積替え保管施設を活用する場合であっても、積替え保管施設に保管できる期間とか、そういうのを厳格に決めているんですね。

○本田主査 今、2週間とか、そのぐらいですね。

○木村課長 2週間でしたかね。

○本田主査 非常に短いので、そこにもう少し自由度を持たせられないのでしょうか。

○木村課長 ただ、積替え保管施設は、本当に不適正処理の温床になりやすいところなんです。自治体の中には積替え保管を認めないみたいなことも言っていて、それはちょっとないのではないのと我々は実は思っている部分もあるんです。そこの運用を、積替え保管のところの運用を緩めてしまうと、ますます自治体は積替え保管を認められなくなって、適正な積替え保管さえも支障を来してしまうのではないかというふうに思うんです。

○関参事官 中間処理の段階で、いろいろ市況が動いたとか、その業者の専門的知識でもって、これはまだほかに使えるということが判明したところで、その中間処理なり、収集

運搬している業者が排出者になるということで、元の排出者の責任の流れというのは一回そこでまず切れて、今度、新たに、この部分については、自分がいわゆる廃棄物処理法上の排出者としての責任を負うということにするという。

○木村課長 廃棄物処理法でそういう解釈はしていないですね。それはあくまでもその廃棄物を生み出した人間が排出者であって、その処理責任が一貫して続いて行って、それを排出事業者は最後の排出処分するまでマニフェストで確認するというのが基本的な考えです。

○本田主査 有価物、無価物のボーダーラインを、行ったり来たりするものがある中で、どう判断するかは、排出者にとってわかりにくいところがあると思っていて、市況が読めない中で、もうちょっと自由度を与えられないのでしょうか。また、排出者は、廃棄物の性状を100%理解をした上で、マニフェストを書かなくてはいけないというのはわかっています、実際なかなかそうもいかないところもあり、もうちょっと効率的なリサイクルができないものかと考え、こういったことを申し上げているんです。

加えて、収集業者は、マニフェストが出る時点で、廃棄物の収集のキャパシティーを押し控えておかなければならない。ところが、予定通りに排出物がでないことがあって、その場合押し控えておいたキャパシティーが無駄になり、結果として、廃棄物処理の稼働率が比較的低い状態にあります。これを何とかできないかという観点からもこういうことを申し上げているわけです。

○瀧口課長補佐 おっしゃるとおり、市況で有価、無価が変動する、それから、スケジューリングどおりに廃棄物が出ないというのは、実際の問題として、課題としてあると思うんですけれども、その部分に合わせて制度を変えるということで、それがまた適正処理に支障が出るということだと、廃棄物処理法自体が廃棄物の適正処理を目的にしているものですから、そこは、はい、そうですとはなかなか言えないところですし、結局、そこで一部効率化しても、不適正処理なり不法投棄が起きれば、社会全体としてはコストアップになって、実際に行政代執行しないといけないとかですね。だから、結局、それは世の中にとってもいいことではないんじゃないかと思うんです。

○本田主査 会議として申し上げたかったのは、事前選別ができる業者をある程度注意深く御選定いただいて、その会社であれば、ある程度任せて大丈夫というところには、そういうことをやっていいということを認めるということができないのか、です。きちんとした業者さんもたくさんいらっしゃるというのが私どももよくわかり、業者さんに業を与えるに関しては、御省ないしは自治体もかなりの時間を使って評価をされていると理解しておりますので、そういう観点から縛ることはできないのでしょうか。

○木村課長 我々も、優良な事業者、それも単に適正処理だけではなくて、更に進んで、積極的にリサイクルなどをできる業者を育成していきたいという気持ちは強くあるんです。そういう中で、我々、優良性評価制度というのも実はつくってやっちはいるんです。

ただ、なかなか、行政が認定していくとなると、客観的で、かつ公平な尺度で認定して

いかなければいけないということになって、今、やっているのも、当たり前なんですけれども、行政処分を5年間受けていないとか、いろんな情報をインターネットで5年間継続し続けているとか、ISO14001とか、ああいう公的な規格を取得しているとか、そういうことで基準を決めてやっていますが、それも緒についたばかりで、なかなか、まだうまく動いているという状況にはないものですから、何というのか、許可を受けた業者の中で、更にそれを選別して、あなた方はAランクの非常にいい業者だから、こんな優遇措置がありますよというのは、確かにできるといいと思うんです。

それでやらせていて、何かまずいことを起こしたら、許可の取消しにならないぐらいの案件であってもAランクから落としてしまうと、それはやればいいのかと思うんですけれども、やってみると意外に難しい問題が多くて、そんなに簡単ではない。

今の優良性評価制度自体も、今の基準だけでいいのか。今の基準ですと、リサイクルみたいところまで見れていない。他方で、それで認定される業者の数がなかなか増えていかないものですから、もっと増やさなければいけないんじゃないかという意見もあるし、その中で、廃棄物処理業者の方からは、もっとインセンティブのある制度にしてくれというようなことも言われてはおります。いろいろ検討はしているんですけども、非常に難しい問題がいろいろあって、直ちに今、そういう方向で何か手を打てるということをご約束するのは非常に難しいかなと思っているんです。

○本田主査 廃棄物処理の効率化の推進と、リサイクルできるものはリサイクルという御省の御方針は、会議としても大変賛同するものでございます。例えば、優良性評価制度などを活用し、一部の業者に事前選別の許可をインセンティブ付きで渡すといったようなことは考えられませんか。何かメリットがないと、優良業者になってもしょうがないというところもおありになると思いますし、その上リサイクルと結び付くのであれば、望ましいのではありませんか。例えば、こういう分野で本格検討に着手していただくことはできないでしょうか。

○木村課長 繰り返しになりますが、今、始めている制度も、なかなかちょっとまだ、この制度自体、定着して、特に我々としては、排出事業者にそれを積極的に利用してもらいたいと思っているんです。排出事業者が優良な認定をされた事業者を積極的に使うことによって、業界の優良化が進んで、ひいては不法投棄とか、そういうのがなくなっていくという観点でやっています。ただ、始めて、平成17年だったかな、もう2年ぐらいたちますが、徐々に徐々に増えてはいますが、まだまだ定着するには道が遠いなというふうに思っているものですから、そういう中で、今の時点で何かお約束するというのは、私の立場では非常に難しいですね。

○本田主査 今の廃棄物処理法は、廃棄物に関してはアマチュアである排出者にプロになれと言っていると思うんです。プロになって、排出物の性状とか、市価とかをある程度わかった上でマニフェストを書くようにと言っていると思うんです。排出業者にも結構ヒアリングを今回させていただいたんですけども、日本を代表するような一流の企業、自動

車メーカー、家電メーカーなどであっても、そういうことはなかなか難しいという言葉はたくさんちょうだいしております。排出者責任を必ずなくせと言っているわけではなくて、排出者責任をある程度残したままで、環境省さんの方で、せっかく優良性評価制度があるのですし、優良業者には事前選別をアウトソース、プロに一部の業務をやらせるを促進するような検討に着手していただくのは難しいのでしょうか。

○木村課長 優良性評価制度を更に伸ばしていく、その中でいろんなインセンティブを与えていくという方向自体は、我々の考えているところと一致するんですけれども、そのインセンティブとして、今、おっしゃったようなものが適当かどうかというのは、ちょっとどうかなという感じがします。

○本田主査 優良性評価制度のインセンティブとして、というのはあくまでも一例です。それである必要はありません。申し上げたかったのは、アマチュアである、廃棄物について必ずしもプロではない排出者に。

○木村課長 ただ、処理を受ける方も、基本的には、例えば中間処理施設だったら、排出事業者からサンプルをもらって、それが自分のところで処理ができるかどうか、処理ができないものがあるとすれば何が残るかとか、それは別のところへ持っていくべきだとか、そういうふうには事前によく調査をしてから、あるいはよく協議をしてからものを出さないといけないんですね。だから、そこを丸投げみたいな、私は廃棄物のことはよくわからないから、受けたところでよしなにやってくれというのは、ちょっと我々としては容認できないですね。

○本田主査 丸投げと言っているわけではありません。勿論、そういった事前のコミュニケーションというのはある程度は要と思います。しかし、すべて細かくやりとりができるとも思っておりません。例えば、8割9割は排出者の方でわかったとしても、最後の1割2割程度は、専門家、それも環境省がある程度きちんとしているというふうに認めた業者さんに委ねられないのでしょうか。

○木村課長 おっしゃっているのは、契約に書いてなくても、収集運搬とか、中間処理の段階で、有価物で使えそうなものがあれば、排出事業者との契約に関係なく、それを抜き取って有価物として回していこうと、そういうことですか。

○本田主査 有価物に関しては、さっき申し上げたように、契約と manifests の収集量の記載で、解決できると理解しました。今、申し上げているのは、無価物ないしは逆有価物といわれているものでございます。排出者から処理が指示されてきたうち、どう考えてもちょっと違うというものが、例えば、ほんの5%ぐらいあることもあるようです。

○木村課長 だけれども、普通の排出事業者であれば、大体いつも同じような性状の廃棄物を出しているのではないかと思います。

○本田主査 下取りで引き取ってきたもので、ちょっと違うものが混じっていたとかですね。例えば、PCを納入した場合は自社製品の下取りが可能になっていますけれども、下取ったものが非常に古いもので、思っていたものと違うものが排出物として出たりとかい

うことが、ほんのわずかですけれども、あるらしいです。それに対応するための事前選別をここで議論しております。そういったものがどれぐらいあるのかの実態調査が必要なかもしれませんが、大枠のところは勿論、排出者の方で抑えるんだけれども、途中で若干行き先を変えることができないのかが趣旨です。そういう御検討への着手も難しいのでしょうか。

○木村課長 それは1回限りのイレギュラーな廃棄物ということなんですか。そういうものがあるとき見つかったとすれば、例えば、契約を変更して、そういうものも処理できるような形にすればいいのではないかなと思いますし、そういうものがもしかしたらすごい有害なものであれば、それこそ量が少なくても、きちっと処理をしてもらわないといけないので、やはりおろそかにはできないのではないかなと思います。

○本田主査 勿論それはそうだと思いますが、プロではない排出者にそのたびごとにすべて全部戻すという今の方法を、効率性とリサイクルの観点からも見直すために、もう少し権限を、中間的処理の前の事前選別の段階で与えられないのでしょうか。

○瀧口課長補佐 議論がなかなかかみ合わないのが、主査がおっしゃるように、排出事業者がプロではないという前提に立つと、なかなか我々も、その前提に立てないところがありまして、では、ちゃんと排出事業者が自分の廃棄物を、何をいつ、だれに出してというところを認識を向上してもらうための政策を打つということならできると思うんです。だけれども、排出事業者がアマチュアだから云々という議論の展開が、我々にとってはなかなか受け入れられない部分があるんです。

○本田主査 排出事業者はみんな廃棄物のプロにならないといけないということでしょうか。

○瀧口課長補佐 はい。プロという言葉が何を意味するかということですがけれども。

○本田主査 であるとするならば、その上にマニフェストがあり、かつ、各業ごとに細かい認可という、何重の縛りもかけるのは、違うのではありませんか。何重もの縛りをつけるのは、排出者が100%きちんと指示ができないかもしれないので、収集は普通の人ではだめであるし、処理も特別の人がやるという形になっているのではありませんか。

○木村課長 あくまでも元は排出事業者のものなので、それを受け取って、きちっと処理ができる場所に排出事業者として委託しないといけないものですから、受ける側というのはきちっと許可を得た処理ができる能力があるところであるということを出発点として最低限確認できないと、安心して委託できませんね。そういう意味で、排出者から見ても、収集運搬業者とか中間処理業者がきちっと法律に基づいた許可を得ていて、何を処理するということがきちっとわかっているということは、むしろ安心材料なんではないですかね。

○関参事官 基本的に廃棄物の処理、収集運搬する人の裁量といいますか、そういう範囲というのは厳しく縛る方向で運用されているというふうに私どもは認識をいたしまして、勿論、裁量を広くすれば、よからぬことを考えて、よからぬ処理をするという事例が後を絶

たないというのも、今までの事例としてそちらが気にされなくてはいけないということも理解しているつもりです。

ただ、一方で、排出者も、例えば、多くの場合、ものをつくったり何かしているわけですが、今やものの流れというのは、自分が調達をするところよりも長く管理をしなければいけないという時代になっていて、CSRというのは前の方も後の方も長く伸びてくると、こういう流れにございます。それはやはりものを調達、あるいはものを捨てるという事業者が、調達する元のところで、あるいは捨てた先で問題が起きれば、それは社会的に指弾をされるという流れになっている。

ただ、そのことと、ものを出した先で、その人がどうするかということの工夫とか、裁量の余地をどこまで縛るかというのは、これもまたある種、制度としてどこまで縛るかというのも少し分けて考えることはできないのか。つまり、優良な事業者にある程度裁量の余地を広く認めることによって、今度は優良な事業者が捨てる人から信頼を得て、長い間、事業を継続できるようになる、あるいは新たなビジネスチャンスにつながるということで、優良な事業者がますます増えてくる。処理する事業者の手足を縛れば縛るほど、今度は捨てる方の事業者にとっても、選ぶ基準がだんだんなくなってくるわけですね。

そこは、優良な事業者を育てたいというお考えなのであれば、優良な事業者がそれなりの自分の工夫とか裁量でもって、そういうものも行いながら、いかに捨てる事業者の信頼を得るかというのもあり得ると思うんです。

だから、皆様としては、不法投棄とか、そういうものを未然に防ぎたいというお考えはあるんでしょうけれども、ただ、一方で優良な事業者に対しては、少し裁量とか工夫の余地というものを広げてあげると、そういう基本的な私どもの考えがあるんです。ですから、今の事前選別とか、そういうものについて言えば、ものによっては事後的に報告すればいいではないか。例えばですね、そこは私どもも細かく打合わせた上でのことではないですけども。

○本田主査 リサイクルの促進と廃棄物処理の効率化という観点から今回は質問をしております。リサイクルの促進は、有価物になれば、その時点で廃棄物ではなくなるので、契約である程度きちんと押さえて、有価物収集量をマニフェストに書けば可能とおっしゃっていただいたので、これは、むしろそういったことが可能であることの周知徹底が必要だと考えております。

一方、効率化という観点からみると、廃棄物処理のキャパシティーマネジメントは非常にできていないと思います。例えば、廃棄物以外のロジスティックス（物流）などに比べても低いのではないのでしょうか。実際、入荷がないかもしれない処理委託契約がかなりあるなかで、マニフェストでこういうふうに出てくるかもしれないと書かれているものに関しては、全て収集・処理のキャパシティーを押さえる必要があるので、非常にキャパシティーの稼働率が低くなってしまいます。通常の収集運搬であれば、そのときにキャパシティーの余裕があるところに依頼するとか、価格メカニズムが働くことによって、どこが

どれだけ運搬するかが調整されていくわけですが、廃棄物の場合はそうならない。そこで少しでも改善するために、関さんからお話が出ました、優良事業者をうまく活用できないかを御検討いただく時期にきているのではないのでしょうか。

ただ、おっしゃることもわかります。今日、合意できるような話ではないと思いますので、継続協議を御省とさせていただきたいと思っております。

○木村課長 協議をさせていただく分には全然うちもやぶさかではないし、我々が気がつかないアイデアとかがあるのであれば、それは参考に出していただきたいと思っております。

○本田主査 継続して、ここはよろしく願いいたします。時間もございますので、次にいきたいと思っております。

○事務局 そうしましたら、1枚めくっていただきまして、質問3の再委託禁止事項の緩和という質問に対する御回答をお願いしたいと思います。

○木村課長 これも、もともとの趣旨は似たようなものなのですが、排出事業者責任を徹底するということで、産業廃棄物の再委託というのは原則禁止しているのですが、あらかじめ、これも委託者から書面による承諾を受けているなどの一定の要件を満たす場合に、例外として採択することも法律上、認められておりますので、その範囲であればよろしいんではないかと思っております。

○本田主査 「あらかじめ委託者からの書面による承諾を受けている等」というのは、具体的にはどういうことでしょうか。

○木村課長 再委託ができる場合の基準というのがあって、そのことを言っているんです。廃棄物処理法の施行令の6条の12と、施行規則の10条の7に再委託の基準と再委託ができる場合というのを書いています。政令の6条の12の方なのですが、そこに、当該委託について、当該受領者の書面による承諾を受けていることと、廃棄物を引き渡す際に、その受託に係る契約書の記載されている事項を記載した文書を再受託者に交付することと、これは、だから、一旦委託を受けた者が、更に次の者に引き渡すときに必要な事項を記載した文書を交付しろということです。

○本田主査 マニフェストは別に出すということですか。

○木村課長 そうですね。これはマニフェストのことを言っているのではなくて、契約書。

○本田主査 別文書を出す、契約書を出すということですね。

○木村課長 はい。それから、再委託できる場合というのは、幾つかあるんですが、まずは、当然ですが、再委託を受けようとする者が、そのものについての運搬の許可を持っているということです。イが運搬で、ロが処分・再生ですので、イとロは同じことですね。

○本田主査 施行規則の10の7に書いてあるイとロですか。

○木村課長 そうです。10条の7の1項の1号のイとロのことを今、申し上げたんです。それから、ハは書面による委託契約のことを書いていて、そこに何を書かなければいけないかということがずらずらと書いてありまして、それで今度、2の5は、委託契約書を5年間保存しろということと、次が、中間処理業者に対して、再受託者が、こういうものだ

よということを示して、書面による承諾を受けておいてくださいということですね。それをまた5年間保存しろということ。それから、引き渡す際に文書を交付しろということ。

○本田主査 基本的に排出者からの認可、と業の認可が必要とかいうのはわかりましたが、基本的に排出者からの書面による合意とちゃんと契約書が取り交わされているということなんですね。

○木村課長 そういうことです。

○本田主査 実業界からこういう要望がでてくる背景は、廃棄物収集業者には大企業が少ない中、大量の廃棄物がでて、収集業者のキャパシティーを超えるとときに、再委託契約がたくさん必要になる場合があるからです。大量に廃棄物が出る場合はある程度仕方がない、という考え方もあるかもしれませんが、そういう場合に排出の予定に遅れが出ると問題が大きくなります。そのような場合、一回であれば、排出者まで遡らずに再委託ができるということは考えられないのでしょうか。例えば、収集業者の配送車の台数ですとか管理体制を考慮して、再委託できる受注量の上限を決めることは考えられませんか。処理能力の110%までは受託可能とし、能力の超過分は再委託していいとか、もしくは不法投棄が非常に御心配ということであるならば、保証金だとか、それなりの保証機関から債務保証を取り付けるという形で、何かあった場合の責任がとれるような形を明確にするとか、を考えられないのでしょうか。

○木村課長 まず、1点目のキャパシティーを超える場合というのは実は一番危ないんじゃないかと思っていて、キャパシティーを超えるような状況になったときに、そのキャパシティーを超えた分が不適正な処理とか不法投棄に回る恐れがあるものですから、やはりそれはキャパシティーの範囲内で受託していただくということを徹底してもらう必要があるんじゃないかと思います。

○本田主査 それを非常に細かく追求し過ぎると、先ほど申し上げましたように、非常に稼働率の低い状態で廃棄物処理をすることになります。結果として、廃棄物処理の高コスト化が継続します。廃棄物の処理ルートの稼働率を高めるという観点からも、実際のターゲット稼働率を大幅に下回るような受注しかできないという現状を何とか改められないのでしょうか。このぐらいいは処理できるというところまでを受けておいたに、キャパシティーを超えることになった場合には、責任をきちんとその業者に取らせるという前提で、自分のキャパシティーの10%程度までならば再委託をさせるとかということとはできないのでしょうか。

○木村課長 その事業者に責任を取らせるというところが、できない事例が多くて、結局、自治体、あるいは税金につけが回るという不法投棄の事例が数多くあるものですから、責任を取らせるといっても、結局、そこに責任能力が、不法投棄等が起こった場合の責任能力とか、原状回復の能力がなければ、どうにもならない。やはり我々としては、そういうことが起こることを未然に防止するための手だてをきちっと講じておくということが重要

だと思っているんです。

○本田主査 例えば、保証金を積むとか、債務保証を取るといったようなことまでしてもやりたいというところがあれば、お任せになられてはいかがですか。

○木村課長 それは廃棄物処理業者ですか。

○本田主査 廃棄物処理業者です。

○木村課長 しかし、保証金といっても、保証金の額を幾らにしておけばいいかというのもあらかじめわからないですね。

○本田主査 そこは廃棄物処理のプロである環境省さんの方で、ある程度、不法投棄の費用はおわかりになると思いますので、これぐらいというのを考えていただく。それに対して、保証金を取っていただくのか、債務保証でもいいのかもしれませんが。

○木村課長 しかし、それは廃棄物の量とか内容によって全然違ってきます。あるいは、どこに不法投棄するかということでも全然違ってきますので、それはちょっと難しいんじゃないですかね。こういうものをあらかじめ取っておくということは、そういうことが起こった場合の対応措置を用意しておくということであって、予防にはならないと思うんです。やはり地域の住民から見たら、そういうことが起こってしまって、ものすごい彼らにとってストレスになって、片づけるのもあんなに何年もかかってしまう。そういう非常に大きな社会的コストがあるわけですから、我々としてはやはり、まずは何とか未然防止を徹底するというところを頑張らざるを得ないなと思います。

○本田主査 一方、廃棄物処理コストが非常に高く、社会的コストがかかっている現実があります。これは減らしていかないといけないと思っております。そういう両方のところから折り合えるポイントはないのでしょうか。

○木村課長 処理コストが高いというのは、何と比べての御印象でしょうか。

○本田主査 運搬処理業者の数が日本は非常に多いですね。例えば、ドイツとかと比べても非常に多いです。それは許認可の範囲が非常に小さいということもあるのかもしれませんが。かつ、業者さんも、中小といっても、割と小さいところが多い。

○木村課長 廃棄物を適正に処理してもらうためには、ある程度コストがかかるのはしょうがないと思うんです。だから、適正なコストまで下げてということをおっしゃられても、なかなか難しいところがあると思うんです。

○本田主査 コストの削減努力は、行政としても、行財政改革の観点から継続していらっしゃると思いますし、これも対象だと思います。今、民間で何がやり方を変えて効率があるかというところ、一部の再委託という声が高かったものですから、こういったお願いをしております。

不法投棄に対する社会的コストが高いのであれば、一方、不法投棄防止コストがどれくらいあるのかも立証していただく必要があると思うんです。不法投棄を避けるために、一体どれだけの追加のコストが生じているのかは、今まで御検討されていますか。

○木村課長 それは示せるものはないですね。

○本田主査 不法投棄とのトレードオフで、一体どうなっているのかは、残念ながら私もはまだ拝見したことがなく、それがないうままに、不法投棄の社会的コストが大きい大きいと言われても、よくわからない。生活者も、不法投棄の処理コストと不法投棄の防止のコストの両方を見せられないと、多分、何とも言えないと思うんです。それは環境省さんの方で立証責任があるとまでは申しませんが、それなしには、こっちの方が大きいですよと言われても、判断が難しいと思います。

勿論、不法投棄の可能性は我々としても否定しているわけではございませんので、不法投棄をなるべく回避しながら、もう少し処理コストを下げるような、何か中庸がないかが今の議論のポイントだと思います。

○木村課長 ただ、仮に稼働率を上げるというニーズがあったとして、おっしゃっているようなことをすれば稼働率が上がるというところがちょっとよく理解できないんです。

○本田主査 おっしゃっていらっしゃるのは、キャパシティーを大幅に下回るような注文しか受けてはいけませんよという話になっていると思うんです。

○木村課長 いえ、そんなことはないです。キャパシティーぎりぎりを受けても、キャパシティーを超えなければいいわけです。

○本田主査 ただ、キャパシティーぎりぎりを受けて、何かが起こった場合に、オーバーフローしたものの再委託は今、できませんね。

○木村課長 そこは、受ける方が、うちはここまでしか受けられませんということです。

○本田主査 そうすると、基本的に、安全バッファを見て受けることになります。

○木村課長 それは、どこかが結局、受けるわけだから、オーバーフローしたらね。だから、何というのかな。

○本田主査 経済学的に言うと、効率的なところが集中して処理をした方がいいわけですね。通常は、効率的なところがキャパシティーぎりぎりまで操業するようになるのですが、日本国は、廃棄物処理に関しては、計画経済、統制経済型の運営を行っているわけです。

○木村課長 効率的な処理が行われる、それがまた適正な処理であれば、その業者というのは、効率的とおっしゃるのは多分、コストも安いということだと思うので、優位に立てるわけだから、その施設というのは十分高い稼働率で稼働ができるんじゃないですか。

○本田主査 現在のしくみですと、オーバーフローをする可能性をなくすために、そういうところも、キャパシティーぎりぎりまでは受けられないのです。ところが、エレクトロニクス業界などですと、再委託ができるので、自分のところのキャパシティーがいっぱいになってきたら、例えば、台湾の会社だとか、日本の中小さんとかに再委託しています。そこで自社の稼働率は結構高く保てるのです。一方、廃棄物収集処理業界は、オーバーフローしたときでも再委託ができないので、稼働率は低いんですね。経済学の教科書を読んでもいただければおわかりいただけると思います。

○木村課長 そういう意味ではなくて、その施設が、例えば、A社という排出事業者がいたときに、そちらからの分は、例えば、20トンなら20トン受けますというふうに契約し

ていればいいのではないですか。それを越えた分は別のところに行くわけだから、その施設にとってみれば問題ないではないですか。

○本田主査 問題は、約束したどおりに廃棄物が出てこないところにあります。

○木村課長 だから、それを越える部分については、排出事業者の方で考えなければいけないんだけど、処理施設側では何か困ることがあるんですかね。

○本田主査 基本的に、予定どおりに排出物が出ないことは結構あって、予定よりも排出物が少ない場合が多いと私どもは聞いています。廃棄物処理運搬業者のキャパシティーが例えば100あったとして、バッファを見て90ぐらいまで受けようと考え、排出者と契約しても、実際出てくるのは70で、支払いも70であり、結果として稼働率が70といった状態にあるわけです。

不法投棄を最大限、極力解除することだけが目的であれば、いた仕方がないのかもしれませんが。しかし、効率化も追求したい。また、ここで申し上げているのは、キャパシティー100のところ200受けてもいいようにしてほしいというわけではなく、110程度は受けていいことにし、通常であるならば、そのキャパシティーの中で収まり、時折若干オーバーフローしたものが、例えば1割なり何なりある中で、排出者にも御迷惑のかからないような形で、処理業者が再委託をできないのかということのなのです。

○木村課長 排出業者の知らないところで処理業者がそうやって再委託をしていくということなんです。

○本田主査 例えば、10%とかという非常に小さい量だけということですね。加えて、勿論事後にちゃんと報告をする義務を課すが、マニフェストを戻して、OKを取ってから再委託という形をとらないということです。10%程度であっても裁量が与えられないのでしょうか。

○木村課長 10%とおっしゃるけれども、日本全国で出る産業廃棄物のうち、不法投棄される量などというのは実はごくわずかなんです。割合からいくとね。だけれども、それが問題になっているような状況で、100%に対して110、いいではないかと言っても、その10%というのは、全体の廃棄物の中から不法投棄されている量の割合に比べると非常に大きい量ですね。

○本田主査 優良業者に限ればいいわけですか。

○木村課長 優良業者自体も、今、まだ正直言って試行錯誤で進めている段階なんで、こういうものを適用できるような状況にはないです。

○本田主査 優良業者の選定が、まだ環境省さんとしてはおできになっておられないということですか。

○木村課長 それはなかなか、行政が優良な業者というのを認定しようと思うと、排出事業者なり、あるいは民間の機関で認定するのに比べると、やはり非常に難しいです。客観的、公平であるべきなので、そうそう恣意的にはできないし。

○本田主査 今のところは無理ということですか。優良業者にしても。

○木村課長 これも、さっきのと同じなんだけれども、我々も優良業者に何かいろいろ、今以上にインセンティブを与えられるといいなというふうには考えてはいますが、こういう部分でインセンティブを与えるということではないのではないかなと思うんです。

○本田主査 では、どういうことでお考えなんでしょうか。

○木村課長 だから、それはいろんな可能性はあると思いますけれども、例えて言えば、さっき話が出ていた、許可において、広域の場合は許可を取りやすいようなやり方を考えてあげるとか、可能性としてはあると思います。ただ、今は具体的に方針が決まっているわけではないので。

○本田主査 広域認可を取りやすくするといっても、それは環境省さんでお決めになれない部分もありますね。認可者が都道府県ないしは政令指定都市、市町村であるので、環境省さんでなかなかプッシュがしにくいことがあり、さっきのお話は、申請様式の統一もできないというお話だったかと思います。一方、民間から具体的なニーズとして上がっているのは、事前選別や一部の再委託で裁量を持たないかです。これに関しても、御主張は明らかになったかと思います。ここも継続的に議論をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 そうしましたら、最後の質問となります質問5の広域認定及び再生利用に関する質問について、御回答をお願いします。

○木村課長 これは、広域認定制度というのは、拡大生産者責任の考えに立ってリサイクルや適正処理を推進して、最終処分量の抑制などを進めるということでございまして、その認定の対象者というのは、その製品を製造、加工、販売する者に限定して運用しているということなんで、すべて他社製品を回収するというような場合には、これに当たらないわけでございまして、例えて言えば、この制度で意図しているところの自社製品への設計の反映とか、そういうようなことにもつながらないということがあります。

それから、広域認定制度において、事業者が全量他社製品であっても回収できるということにすると、通常の許可制度の抜け道になってしまって、不適正な処理を助長させることになりかねないということで、我々としては、他社製品の回収を広域認定制度で認めていくことはできないというふうに考えています。

それから、この場合、「ただし」のところに書いていますが、関係製造事業者が共同して広域認定制度の認定申請を行うという場合は、共同申請した他社の製品を回収することは現行制度でもできます。

それから、OEM製品の回収処理も原則として可能であるというふうに考えています。

○本田主査 ありがとうございます。

まず、OEM製品の回収が可能という件から申し上げますと、事実誤認が結構あるようですから、是非周知徹底をお図りたいと思います。OEM製品回収については不明確という理解が多いようです。

一方、他社製品の回収というか、基本的に下取りで、昨今問題になっているのが、PC

です。P C の製造をやめるメーカーが増えていて、今後まだ増加するのではないかとされています。一方、製品納入の際には、役所も含めて下取りしてくれないと困ると言われる。霞ヶ関の省庁に P C を納品する場合にも、下取りしてくれないのはあり得ないと、かなりいろいろ言われたといったような話まで出てきました。これに関しては、関係製造業者等が共同して広域認定制度の認定申請というのは、例えば、事業者さんが団体に広域認定制度の申請を行われると、他社 P C でも持ってこれるという形になるということなんでしょうか。

○木村課長 まあ、そういうことですね。例えば、最近、私が記憶している例ですと、プレジャーボートというんですかね、FRP 船というんですか、ああいうものの回収をするために、船艇工業会というところが関係製造業者を束ねるような形で申請をしてきて、それを認めた例があります。

○事務局 実際に事業者がおっしゃられているのは、個別にもう既にリサイクルルートを持っていたりする場合に、業界団体が改めてという、二重手続的といいますか、2つのルートが混在することになって混乱するということがあって、自分のところと、製品としてもものが変わらないので、自社ルートに乗せたいというのが、それぞれの会社では思っているというのはいらっしゃるというのはいくつかあるようです。

あとは、先ほど主査が申し上げたような、実際の何かしらの機器の入替えのときに、旧製品といいますか、もともと使っていた製品を引取るときに、広域認定を使って、自分の自社工場の方に持っていきたいんだけど、基本的に全部、古い製品が、もともと使っていた製品が他社の製品だった場合には、それを広域認定の制度の中では引き取って持っていくことができないということがあって、そこについては使えないので、何とかできないかということです。

一方で、下取りというふうな考え方を使えば、他社製品だろうが何だろうが、古い製品でも引き取れるので、引き取ってしまえば、広域認定という制度には乗らないでしょうけれども、自社製品を納入したときに古い製品の引取りだということで引取ってしまって、それを自分が排出者となって、自分の広域認定とかで使っていく工場とかに流して再生することは可能なかもしれません。そういうのも含めて、ちゃんと制度の中でやりたいといった御要望の中で出てきているということだと、事務局では理解はしております。

○本田主査 そうすると、関係製造業者が共同しての認定というのがなかなか難しい、今みたいな場合というのは、どうすればいいんですか。排出者としての意識というのはわかるんですけども、霞ヶ関でさえもそういう意識でないという中で。

○木村課長 それは J E I T A の中で調整すれば乗り越えられそうな話だと思います。何でできないのか、よくわかりません。それぞれのシステムを持っているんだとしたら、それを束ねていけばいいわけですね。

○関参事官 確認ですが、工業会として申請すれば、その中の A 社は、そこに属する A 社が、その工業会に属する B 社の製品を集めて処理することが可能だと、こういうことです

ね。工業会として共同申請すれば。

○木村課長 そういうことですね。

○本田主査 どういうクロスでいこうと、とりあえず引き取ってくることはできるわけですね。

○長谷川課長補佐 最近はそののばかりだと思うんです。

○本田主査 実質は結構行われていたりするみたいなんです。

○瀧口課長補佐 たしか、パソコンは一廃なのかもしれませんが、パソコンの3R推進センターということで申請認定されているのではなかったでしたか。

○本田主査 あと課題として挙げられたのは、ATMです。結構台数があるんですね。支店が閉まっている間に入れ替えるので、その場で持って帰ってほしい。確かに中身はどこの会社のATMも似たりよったりなのは間違いない。個別具体的な要望として出てきたのはその辺ですかね。

○事務局 そうした場合には、当初、もしくはその前かもしれませんけれども、出されている、いわゆる普通の下取りの中で処理できる範囲内なのかもしれません。

○本田主査 下取りの中で処理できる範囲と言ってしまうてもよいのでしょうか。ATMに加えて交換機もあったと思います。

○瀧口課長補佐 通常の商慣行の中であれば、下取りOKということで、非常に具体的な例なものですから、どういうマーケットがあつてというのを把握していないので。

○本田主査 では、広域認定に乗せるまでもなくて、この程度のものであれば、通常の商習慣、下取り制度でOKと言ってしまうてよいですか。

○木村課長 そうではないですかね。下取りの定義というのがあつて、我々の側の定義ですが、新しい製品を販売する際に、商慣習として、同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する下取り行為については収集運搬業の許可を不要とする、ということになっています。

○本田主査 交換機とかATMというのは確かに同種なので、それに当たるというふうに見てよいですか。

○瀧口課長補佐 例えば、典型の例として、家具の販売業者が新しい家具を納入する際に古い家具を引き取ってくるとか、あるいは自動車の販売業者が自動車販売する際に古い使用済みの自動車を引き取るとか下取る、そんなのが典型的な例です。

○事務局 済みません。念のために確認なんですけれども、その引き取った製品というのは、販売者とか、運んだ方のもので扱えばよいというふうに考えればよいんですか。要は、それを処理しなければいけないときには。

○木村課長 それは引き取った人ですね。

○事務局 そうしましたら、その方が別個のところ、例えば、広域認定とか、もしくは処理業とかの許可を持っていらっしゃって、自社で処理施設を持っていらっしゃれば、そこに持ってきた古い製品を持っていくなりして処理することについては、自ら処理という

ことになって、特段それ以上の許可とかは要するものではない。

○瀧口課長補佐 自社でその施設を持っていればですね。

○事務局 勿論、自社でという前提です。ということであればということなんですけれども。もしくは、委託するのなら、ちゃんと自分が排出者となって委託してくださいということ。

○本田主査 では、OEM製品の回収が可能は、周知徹底をお願いします。下取りについて同種の製品の引取りができ、その自社内で処理及び自ら排出者となつての処理というのを、こっちからもう一回文言を出しますので、見ていただけますか。

○木村課長 わかりました。

○事務局 次のページにある、今のは広域認定の話だったのですが、再生利用認定のことについてお願いいたします。

○木村課長 再生利用認定なんですけれども、これは、処理施設自体、設置をめぐる住民紛争が激化して、それが仮に再生利用の施設であっても、施設の設置が非常に困難となつていたという状況がありまして、生活環境の保全を十分に確保するという前提のもとに、再生利用を大規模・安定的に行う施設の立地を図って廃棄物の減量化を推進するという趣旨で環境大臣の認定制度にしているということで、この再生利用を行う者について、処分業、それから、当該施設設置の許可を不要とする制度であります。

この制度について、再生利用を行う者が共同で申請すること自体は認められていますけれども、その中に収集運搬のみを行う者が入って、共同で申請するということは認めておりません。これについては、再生利用施設の設置が困難な状況を解消するための措置と我々は位置づけておりまして、収集運搬業務にはそういったことが当てはまらないということと、それから、この再生利用をする者であっても、処理施設にものを集めてくるわけですから、通常の廃棄物の収集運搬行為と何ら変わるところがないということでありまして、これを許容するということは、その均衡の面から考えても、適正処理を防止するという、もともとの根本の趣旨からいっても認められないというふうに思っています。

○本田主査 基本的に、これは先ほどから会議として申し上げている、廃棄物処理の効率を上げるため、共同でできることは共同でしていったらいいのではないかという話の一環として申し上げているポイントです。再生利用の共同申請が認められているに関しては、余りよく理解されていないと思います。今までJVは1件だけなんです。たしか、御省の方で受け付けられている。このJVというものが何者で、どういう形でだと申請が受け付けられるのかに関しては、もう少し事例等も含めて周知徹底を図っていただくというのではないのでしょうか。、加えまして、収集運搬がJVでできないのはなぜでしょうか。今御説明いただいた中では若干わかりかねるなど思っております。なぜ施設ではよくて収集運搬はいけないのかというのをもう一度お教えいただけませんか。

○木村課長 まず、JVについては、1件認められている例というのは、高規格堤防、いわゆるスーパー堤防に建設汚泥を利用するという事例だったと思うんですが、もともと工

事全体の中でJVが含まれていて、そのJVが申請してきたということなんです。我々としては、建設工事においては、JVというのが国土交通省の、何ていうんですかね、だから、公共工事の発注、受注のときにJVという形態が認められていて、それがきちっとした位置づけがあるものですから、既に存在しているJVがその工事の一環として建設汚泥を高規格堤防に活用していくということは認められると思って認めたわけです。

ただ、それ以外のJVというのが、JVという言葉はあるのかもしれないけれども、例えば、民法上とか、法律上のJVという組織の位置づけというのが明確ではないものですから、我々としては、共同で申請する場合には、例えば、A社とB社ということできちっと申請をしていただきたいなと思っています。

それから、もう一つの収集運搬業のことは、結局、こういうことなんです。例えば、再生利用ではなくても、普通の適正処理を行っている施設でも、非常に広域的に大規模にものを集めてきている施設というのはいっぱいあるわけです。そういうところというのは、基本的に、出てくる廃棄物というのは広域認定制度の場合と違って、全く違う会社、いろんなところから出てくるものを事前の委託契約によって持ってきているわけです。そういう場合というのは、当然ですが、全部、その排出事業者は収集運搬業者に委託をし、その収集運搬業者が適正処理を行っている中間処理の施設まで持ってくるわけです。だから、それと本件というのは何ら変わるところがなく、したがって、再生利用の施設が集めてくる、直接集める場合にはいいんですけれども、他社を使って収集運搬をする場合というのは、当然、収集運搬の許可を取ってやっていただかないと、そこがすごく不均衡になってしまって、この全体の収集運搬の業務をやっている今の廃棄物処理業の体系自体が崩れてしまうというふうに思っています。

○本田主査 それは共同申請という形でもだめでしょうか。共同責任を問えないからということですか。

○木村課長 そもそも、収集運搬のところについて、再生利用認定の施設であろうと、一般の中間処理施設であろうと、何ら変わるところがなく、収集運搬のところにおける適正な収集運搬、裏返して言えば不法投棄の防止とか、そういうことをきちっと確保するために、今の収集運搬業の許可の制度があるわけですから、それを崩すことはできないということですね。

○本田主査 例えば、グループ企業であってもだめなわけですか。子会社が親会社の施設からの収集を認められないですか。

○木村課長 基本的には、その会社自身が運ばない限り、それはだめですね。

○本田主査 例えば、連結会計ないしは連結納税をしているところは、エンタープライズで考えるという観点から、官においても1つの企業グループとして認められていると思うのですが、そういう場合であっても難しいのでしょうか。

○木村課長 だから、それはもう再生利用認定かどうかという問題ではなくて、すべてにかかわることだと思います。基本的に別会社であれば、それは別だというのが廃棄物処理

法上の扱いです。

○本田主査 別会社であったとしても、例えば、国税庁などは、連結納税を認めるということは1つのグループとして認定をされているわけですね。連結会計ということは、金融庁は1つの企業グループとして認めているのですが、それでも1つと認められないということなんでしょうか。

○木村課長 それは難しいんじゃないでしょうかね。

○本田主査 それはどうしてでしょうか。実質的な経営の、経営責任を1つのところでまとめているという観点に立てば、例えば、連結納税、連結会計をしているところであるならば認めることは考えられないんじゃないでしょうか。

○木村課長 しかし、それをやってしまうと、逆に、例えば、関係している、連結でやっている子会社の役員が欠格要件に該当したら、みんな許可取消しになってしまいますよ。それはまずいんじゃないですか。

○本田主査 そのグループで選択できるわけですね。それでも効率化を推進した方がいいということであるならば。

○木村課長 それはどうでしょうかね。

○本田主査 それは、環境省さんの方でおもんぱかれる問題ではないのではないのでしょうか。例えば、酒類免許などもそうですね。酒類の販売免許などもグループに出している。例えば、コンビニもそうですね。何で環境省さんだけ個別会社主義なのかが、よくわかりません。

○木村課長 やはりそれは、一つひとつの企業で完結して責任を全うしてもらうという考え方ですね。

○本田主査 一方、一つ一つの企業で完結せず企業グループで動いているので、連結納税、連結会計という考え方になってきたと思うんです。そういった企業実態をかながみると、単にリーガルエンティティーが別だからということだけで、一緒にできないのは、私どもとしても理解に苦しむところです。実際問題、連結納税、連結会計をしているところは、きちんとした会社さんで、きちんとした経営がされているという実態もかながみると、そういうところまで全然別よと言われるのは、実態にそぐわないのではありませんか。ここはもう少し御検討いただくわけにはまいりませんか。すべてのJVがいいというところから一步下がって、例えば、連結納税、連結会計の対象のところだけでも、再度御検討を賜ることはできませんでしょうか。

○木村課長 連結会計を取っているところの実態と、廃棄物処理法で考えているところの個別の企業に許可を取ってもらうことの関係について、ちょっと調べてみたいとは思いますが。

○本田主査 メーカーは、個別工場を別会社しているところは結構多いんですが、実質、経営は一体なんですね。なので、そこを別にみられると困るという御意見もでています。

○木村課長 ただ、ここでそういうことをやり始めると、廃棄物処理法のすべての許可に

ついて、同じような話になってきてしまうんですね。

○本田主査 そうでしょうか。連結納税は結構明確ですし、連結会計も、公認会計士、連結で計算した結果の意見書を出している限りにおいてとかという条件を付けられれば、そんなにたくさんないはずです。

○木村課長 私も正直言って、そこの実態がよくわからないので、調べてみたいと思います。

○本田主査 そこは御検討いただけませんかでしょうか。私どももJVの実態ももう少し考えてみますので、これも継続的に是非協議させていただければと思います。

○木村課長 ところで、ちょっと私、手続を必ずしもよく理解していないのですが、継続的に検討するというのは、今後どういうふうに扱われていくんでしょうか。

○本田主査 こちらの方で答申の文言を考えさせていただきまして、御提示を申し上げ、今日、幾つかの話の中で御同意いただいたものもあると思いますので、それは文言レベルで詰めるという話もありましょうし、根本的に意見が違うものに関しては、課長とまたお話をさせていただくか、もしくは公開で少しお話をさせていただくか、もしくは双方でもう少し上のレベルで協議が必要ということでしたら、そういうオプションもあると思いますし、今、どの項目をどういう形でというのは即答申し上げられないんですが、そういう形で継続的にお話をさせていただければと思っております。

○木村課長 ですから、継続的に話し合うということが何らかの、そちらから見ての成果になるんだけれども、何らかの結論を盛り込んでいくということの約束でないのであれば、検討することは我々はやぶさかではないです。

○本田主査 基本的に御同意いただけないと盛り込めないもので、継続的におつき合いをいただきたいと思いますが、そういう趣旨でございます。

○木村課長 それはやぶさかではございません。

○本田主査 関さん、それでよろしいですね。

では、今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

(以 上)